

事務局案

京都市人権文化推進計画（仮称）策定に当たっての提言

- 中間まとめ -

京都市人権文化推進計画（仮称）策定検討委員会

第1章 基本的な考え方	1 ~
1 人権の基本的考え方	
(1) 個人の尊厳の保持及び可能性の伸展	
(2) 相互の人権の尊重	
(3) 人権の普遍性	
(4) 人権の日常性	
2 人権施策の基本方針	
(1) すべての人の人権を尊重する	
(2) 市民との協働（パートナーシップ）による推進	
(3) 総合的，戦略的な推進	
第2章 各重要課題について	5 ~
1 女性，2 子ども，3 高齢者，4 障害者，5 同和問題，6 外国人，	
7 HIV感染者等，8 ホームレス，9 その他	
第3章 施策の推進と重点方針	6 ~
1 教育・啓発	
(1) 人権教育・啓発について	
(2) 重点項目	
2 保障	13 ~
(1) 人権の保障について	
(2) 重点項目	
3 相談・救済	15 ~
(1) 人権相談・救済について	
(2) 重点項目	
第4章 進行管理	18 ~
1 推進体制と職員の研修	
(1) 推進体制	
(2) 職員研修	
2 関係機関，団体との連携	
3 進行管理	

第 1 章 基本的な考え方

人権について、委員会が示す基本的な考え方は、以下のとおりである。

1 人権の基本的考え方

(1) 個人の尊厳の保持及び可能性の伸展

人は、一人一人かけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてくる。人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。別の言い方をすれば、人がどのような状況にあっても、個人としての尊厳を守り、個人の可能性を最大限に伸ばしていくことといえる。

(2) 相互の人権の尊重

人権は、個人の尊厳及び可能性に関わるものであり、誰もが等しく持っているものである。人権の尊重が社会に根付くためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその相互の尊重の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権も尊重することが求められる。

したがって、人権は、自らの人権と共に他人の人権についても正しく理解し、尊重しなければならないという義務的な側面も有しているといえる。

(3) 人権の普遍性

人権は、誰もが等しく持っており、すべての市民にとって同じように意味があるものである。京都市の基本計画にも掲げられているように、人権に関する施策は、性別や障害のあるなし等に関わらず、すべての人がいきいきとくらするまちの実現を目指して、教育・啓発をはじめとしてソフト、ハードの両面から各種の取組が推進されてきた。

それらの取組の中には、他の人には保障されている人権が、十分に保障されているとはいえない人々の状況を改善するための施策も含まれる。そのような人権上の重要な課題に対し、国や地方自治体が重点的に取組を推進することは、人権が尊重されるまちを実現するために必要不可欠なことであり、人権が個人の問題だけではなく、社会的な問題であるという認識を深めることにも役立ってきた側面もある。

しかし、これまでに人権に関する様々な取組が進められてくる中で、特別に施策の対象とならなかった人々にとっては、人権は自らのものであるという意識が希薄

になってはいないだろうか。更には、漠然とではあるが、人権は重いテーマであるというような印象を持っていることも完全には否定できないのではないだろうか。

結果として、依然、人権を十分に保障されているとはいえない人々や人権問題の解決に取り組んでいる人々と、日常では人権をほとんど意識することがない人々との間には、人権に対する意識のずれが生じてはいないだろうか。

しかし、例えば高齢者の問題は、長期的な視点で見れば現在生きている私たち全員の問題であるし、病気や怪我などにより一時的に身体の機能が十分に働かない場合などがあるが、これは障害のある人の問題を考える契機となり得る。このように改めて問題を捉え直すと、人権は、市民一人一人に関わるものであり、身近なものとして考えることができる。

改めて人権が、本来、すべての人にとって普遍的なものであるという認識に立ち返ることで、人権問題が社会全体の問題として位置付けられ、依然として状況の改善を必要とされている人々の問題の解決に資すると考えられる。

更に、他者の人権のために自分は何ができるのかという考え方や、将来の人の人権をも尊重するという視点を持てば、人権は環境や平和の問題にも関わっているといえることができる。

(4) 人権の日常性

前項(3)で述べたように、これまで特別に施策を必要としなかった人々にとって、人権は、日常生活の中で特に意識されることが少ないと思われる。

しかし、勤労の権利や財産権をはじめ、交通機関による移動、新聞等による情報の入手、様々な意見の表明などはすべて人権に関わるものである。

人権が守られることによって日常の生活が送ることができることを改めて認識する必要がある。

なお、ここに示した考え方は、あくまでも委員会において検討したものであり、人権に対する考え方が変化してきているという経過を踏まえ、必ずしも絶対的なものではないということを付言しておく。

2 人権施策の基本方針

京都市が人権施策を進めるに当たっては、前述した「基本的考え方」に基づき、以下の点を中心に進められたい。

(1) すべての人の人権を尊重する

人権はすべての人にとって普遍的なものであることから、人権が十分に保障されていない人々をはじめとして、すべての市民が人権を等しく持っているという

認識のもと、人権問題を社会全体の問題として捉えることのできる「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち、各種の人権施策を推進すべきである。

(2) 市民との協働（パートナーシップ）による推進

人権は、すべての市民にとって安らぎのある暮らしの基盤となるものであり、市民一人一人が日常において守り、発展させていくものである。

京都市では、市民とのパートナーシップによる市政推進を市政の基本方針に置き、市民参加推進条例の下、市政のあらゆる段階において市民参加を積極的に推進してきているが、今後も、その流れは止まることはないと考えられる。このような市の方針は、町衆による自治の伝統を今に受け継ぐ京都市に大変ふさわしいことであると思われる。既に市民生活の各分野において、NPOの活動をはじめとする市民参加が活発になっており、新しい時代に応じた市民による自治が徐々にではあるが成熟しつつあることが伺われる。

京都市行政においては、これまでの流れを止めることなく、人権施策の推進においても、あらゆる分野で市民との協働をその根本に置くべきである。

ここでいう市民との協働とは、安易に行政の負担を市民に肩代わりさせるというものではなく、市民の目線で、市民と共に努力を行うことを意味するものである。更には、先進的な取組は行政以外で取り組まれることがあることなども考えると、むしろ積極的に市民の取組に学ぶという姿勢を持って協働することも必要であろう。

(3) 総合的、戦略的な推進

人権に関わる施策はそれぞれの部局において取り組まれているが、部局間の連携がなければ、結果として施策全体の効果が十分でないことも考えられる。例えば、駅周辺を整備しても、それに続く道路が適切に整備されていないと、障害のある人は目的地まで円滑に移動できないし、複数の分野にわたる人権問題などは、各部局の連携が欠かせない。

このことから、人権に関わる施策の推進に当たっては、一人一人の可能性の伸展や社会参加を阻害している要因が無いか、つまり、人権の視点で市政を常に点検したうえで、施策の効果が十分に発揮されるよう各部局の十分な連携の下、総合的に取り組むことが重要である。

また、人権に関する施策は、施設等のバリアフリー化などのハード面だけでなく、人権尊重の理念を普及するための教育・啓発など、ソフト面もまた重要である。

市民生活において人権が尊重されているかどうかを数字で示すことは困難であるが、着実な成果をあげるためには、人権施策の推進に当たっても客観的なデー

タや分析等に基づき，社会状況等の変化にも常に注意を払いながら，長期的な課題と短期的な課題の整理，状況に応じた取組の優先順位の検討など，施策全体にメリハリをつけて戦略的に推進することが必要である。

更に，市民と行政の役割は時代の流れと共に変わっていくが，人権施策においても例外ではなく，市民，人権関係団体，企業，NPO等との対話を常に維持し，市民と行政との役割の在り方について常に点検しておく必要がある。

第2章 重要課題について

ここでは、女性、子どもなど、人権上、解決すべき重要な課題に対して、京都市が施策を進めるに当たっての委員会からの提言である。各課題については、それぞれの担当する部局において取り組まれているところであるが、人権問題が複雑化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて十分な連携を図られたい。

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 同和問題
- (6) 外国人
- (7) HIV感染者等
- (8) ホームレス
- (9) その他

第6回委員会において本市の分野別計画の方針等（別添）を基に検討予定

第3章 施策の推進と重点方針

人権に関わる行政の取組は様々なものがあるが、ここでは、人権尊重の理念の普及等を行う「人権教育・啓発」、人権が十分に保障されているとはいえない人々に対して各種の事業を行う「人権保障」及び人権が侵害された場合の「人権相談・救済」の大きく三つの枠組で分類するとともに、各施策についての基本的な考え方や施策を推進するに当たって重点を置くべき項目などを示している。また、検討の過程で挙げられたいくつかの具体的な事業例についても提言している。

なお、事業例については、既に類似の事業が行われているものや、更に詳細な検討を行う必要があるものもあるが、重点方針に基づいた、人権尊重のまちづくりの手段として有効と考えられるものもあると思われるので、京都市ではこれらの実現、充実について十分に検討されたい。

1 教育・啓発

(1) 人権教育・啓発について

ア 人権教育・啓発の目的

人権教育・啓発の目的は、幼児から高齢者に至るそれぞれの段階における多様な教育・啓発活動を通じて、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権を尊重する行動が取れるようにすることにある。

つまり「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権が侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」等についての正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが目的といえる。

最終的には、人権が尊重される社会環境の整備や仕組みづくりが行われることで、人権尊重の社会が市民自らの手で自立的に継続、発展することが望ましい姿といえる。

イ これまでの京都市の取組

京都市における人権教育・啓発については、「京都市基本計画」に示す方針の下、「人権教育のための国連10年京都市行動計画（以下「行動計画」という。）」に基づき各種の取組を推進してきた。行動計画は、国連の「人権教育のための国連10年行動計画」及び国の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の取組と協調し、京都市において人権教育・啓発を総合的に推進することを目的として策定されたものである。

行動計画には、人権尊重の理念や各人権課題の解決のための取組なども掲げられているが、主に「人権教育の推進計画」に掲げた78の項目の実施、達成に主眼

が置かれているとあってよい。行動計画は平成 16 年 12 月に取組期限を迎えたが、計画に掲げた 78 項目の具体的取組については、計画期間中に全ての項目について着手、実施されており、実施計画という視点では目的は達成できているといえる。その中では、ワークショップ形式の啓発事業や市民公募事業などの新たな手法の導入なども行われており、事業手法の拡大や充実という点で、特に成果があったといえる。これまでに教育・啓発で採用されている手法については、京都市においてもほぼ出揃っているといってもよいと思われる。

(2) 重点項目

これまでの取組を踏まえ、今後、人権教育・啓発を推進するに当たり重点を置くべきと思われる項目をあげる。

ア 人権教育

(ア) 家庭教育

家庭における取組は、幼児期からの豊かな情操や思いやり、生命を大切にす
る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である。

特に親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育への参加、子育てに不安や悩みを抱える親等への支援体制の充実を図る必要がある。

(イ) 学校等における人権教育

〔保育所・幼稚園〕

保育所や幼稚園においては、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標として、「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもを指導や保護の対象として捉えるのではなく、保育の主体は子どもであるとの視点に立って、子どもの自主性や意欲を引き出し、子ども自身が選択することを重視した保育が行われる必要がある。

〔学校〕

人権教育は生涯にわたるものであり、学校だけでなく家庭、地域そして社会全体で取り込まれるべきものであるが、生涯学習の基礎を培う学校教育が、その過程において果たすべき役割は大きい。

学校における人権教育というと、とすれば「人権とは何か」、「人権は尊重さ

れるべきである」といった人権一般についての知識・理解を中心とした教育と受け止められがちであるが、京都市の方針においても掲げられているように、本来、学校での人権教育は「自らの進路を切り拓き、自立して生活できること」また、「人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動を取ることができる子どもの育成」を目指して行うものであり、学校教育においてあらゆる取組を通じて行われるものである。

人権は個人の尊厳の保持と可能性の伸展であるという基本的な考え方に照らしても、すべての子どもはそれぞれに豊かな可能性をもっており、その可能性の最大限の開花を図ることが、学校教育における最重要課題といえる。

既に学校及び地域の実情に応じて熱心な取組が推進されているが、中でも、学校において子どもたちが自ら人権について積極的に学ぶ姿に触れることが、保護者に対する大きな啓発となる点は見逃せない。この点でも既に取り組まれている事例もあるが、今後も積極的に推進されるべきであろう。

(ウ) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図る必要がある。特に、保護者の意識や行動は子どもの人権意識や行動に大きな影響を与えることから、学校等で行われる保護者対象の人権学習やPTAが取り組む学習活動に対し支援を行う必要がある。人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現われるような人権感覚を養うことが求められる。また、様々な事情で基本的な文字の読み書きを学ぶ機会が保障されなかった人が存在することについても、人権に関わる問題として位置づけ、その解決を図るための取組を進めていく必要がある。

施策の推進に当たっては、地域の実情に応じて、関係機関やNPO等と連携しながら、社会教育施設等を中心とした多様な学習機会の提供、子ども、高齢者、障害者等との交流の機会の充実や、市民の参加意欲を高めるような学習プログラムの充実、指導者の養成などを図っていく必要がある。

イ 人権啓発

(ア) 広報

人権教育・啓発における市民への広報は、市民にとって人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を深めるための機会を作る手段として重要な役割を担っている。市民が知りたい情報が手に入れやすいこと、また、行政が対象に応じてきめ細かな情報発信、情報提供を行うことは、人権教育・啓発に限らずあらゆる施策の基本とも言えるものである。

広報は、広く市民に周知できるという点がメリットとしてあげられる。一方、情報の流れが一方的であることが多く、効果が目に見えにくいことや、情報格差が生じるおそれがある。また、市民一般を対象とすることが多いため、対象を絞ったより効果的な発信が行いにくいことなどがデメリットとして挙げられる。

広報においては、関心が薄い市民に対していかに効果的に働きかけるかという点を重視して行われる必要がある。

a 情報発信の強化（ITの活用）

従来の広報媒体も含め、多様な手法を用い、より効果的な広報活動ができるよう、庁内の調整機能を高め、市全体の広報活動を戦略的に行うべきである。

また、近年の情報通信技術（IT）の発達は目ざましいものがあるが、インターネットを利用した情報収集、情報発信は急速に市民生活に定着しつつあるといえることから、そのメリットが期待できるものについては、情報通信技術（IT）を積極的に活用することを検討すべきである。

インターネットが主に若年層を中心に定着していることから、関心が薄いとされている若年層への働きかけという面でも効果が期待できると思われる。

〔具体的な事業の提言〕

人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設

(イ) 学習機会の提供

学習機会の提供は、一般に、人権の大切さに気付き、更に主体的に取り組む深めたいと思う市民に対し、人権についての理解を深めるための様々な機会を提供するものであり、人権感覚を磨き、人権問題解決のための力を培うものとして重要である。

これまでに、各種の講座や講演会、人権にゆかりのある名所旧跡でのフィールドワークなど、多種多様な方法で行われており、既に市民の間に定着している事業もある。

学習機会の提供における課題としては、啓発テーマの偏りや参加者層の固定化傾向、市民のより積極的な参加意識の高揚などがあげられる。

学習機会の提供では、市民の関心をひきつけるテーマの設定や、人権の大切さが実感できるための様々な工夫、また、市民自らが人権尊重のまちづくりのために行動するという更なるステップへ結びつけるという視点での、より効果的な手法を検討する必要がある。

a 身近な場における啓発活動の充実

人権が市民一人一人の日常的なものであるということを実感するためには、啓発が市民の日常に近い場所や内容で行われることが有効であると考えられる。

これまでに、区民ぐるみ組織を中心とした取組など、より地域に密着した形で啓発事業が推進されているが、地域の実情に応じたきめ細かな取組を行うという観点からも、今後一層、区役所、支所をはじめとする、市民により身近な場所において積極的に行われることが望ましいと思われる。そのためには市役所と区役所との効果的、効率的な連携や役割分担も考慮される必要がある。

また、地域における人権啓発の指導者を育て、支援していくことは、人権尊重のまちづくりの輪を大きく広げることにつながることから、今後も一層充実していくことが望ましい。

〔具体的な事業の提言〕

区役所、支所等における啓発事業の一層の充実

地域における人権啓発リーダーの養成、活用の充実

b 交流事業の推進と参加型、体験型事業の充実

人と人との交流は、他者の存在を理解し認め合う心を育み、豊かな人間関係に基づく地域社会の基礎となるものであり、人と人との関係が希薄化する現代社会にあって極めて重要なものである。

人権施策において、人権問題を抱える当事者と積極的に交流することで、人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られると考えられることから、交流事業を効果的な啓発手法の一つとして積極的に推進すべきである。

また、NPO等で試みられている先進的な取組なども参考にしながら、ワークショップ形式、ロールプレイングなどの新たな参加型、体験型啓発事業の充実にも努める必要がある。

〔具体的な事業の提言〕

障害のある人、高齢者、外国籍市民等との交流事業の推進

ロールプレイング、ワークショップ形式など参加型、体験型事業の充実

(ウ) 市民の自主的な取組の支援

人権尊重のまちづくりは、市民一人一人が自らのこととして考え、担わなければ達成できない。人権尊重のまちづくりのために市民自らが行う人権啓発活

動への支援は、市民の間に人権尊重が文化として根付き、発展してために不可欠であり、人権尊重のまちづくりへの市民参加、市民による自治の活性化の基礎となるものである。

これまで、地域における啓発事業に区民が参加する区民ぐるみ組織の活動をはじめとして、様々な取組がなされているが、区民の一層の自立的な活動の促進、講座等で養成した市民啓発リーダーが自ら指導者となって活躍できる場づくり、行政の支援を離れた自主的に行われる取組に関する情報の把握などの課題が挙げられる。

これらの課題の解消に取り組むとともに、市民の自主性を最大限に尊重し、また、市民の自立性を損なわないように留意しながら、人権啓発に関する市民の自主的な取組に対し、今後、一層の支援を行うべきである。

a 市民活動、NPO等への支援の充実

近年の市民参加やNPO活動の発展に伴い、更に取組への支援を充実していく必要がある。

また、市民活動が活発になりつつある現在では、むしろ市民の取組に積極的に学ぶことも必要である。常に市民活動等の動向に注意を払い、先進的な取組等に対しても行政が積極的に支援すべきである。

なお、市民活動への支援は、市民の自主性、自立性を高めるような方向で行われるべきであり、支援を行うことが、かえって市民の精神的、経済的な自立を損なうことのないよう留意する必要がある。

〔具体的な事業の提言〕

市民、NPO等が行う人権啓発活動への支援の充実

b 企業啓発及び企業における取組への支援

企業は、その企業活動を通じ市民生活と密接に関わっている。また、公正な採用を含めた人権尊重を基盤とする企業活動、企業内における人権尊重の気風の醸成は、市民から信頼される企業として不可欠であり、人権尊重の取組は企業の社会的責任として、積極的に推進されるべきである。

更に、企業には地域における啓発活動や市民活動との協働など、地域社会の一員として積極的な役割を果たすことも期待されている。

これまでも行政から企業に対する啓発及び企業の自主的な取組に対する支援が行われているが、引き続き、積極的に推進する必要がある。

c 大学、研究機関等との連携の強化と若者の活躍の場づくり

京都是歴史都市をはじめ様々な顔を持っているが、大学のまちとしても有

名である。特に、最近は、大学と企業、地域との共同による取組が活発である。この京都の特色の一つといえる大学や世界人権問題研究センターをはじめとする研究機関の集積を、人権啓発においても十分に活用すべきである。

また、大学のまちは若者が集まるまちでもある。将来のまちづくりの担い手である若者が人権尊重のまちづくりを進める上で中心となる役割を担っていくためにも、啓発事業等において若者が積極的に参加できる場が必要ではないか。

更に、大学には多数の留学生が学んでいるが、例えば、国際化時代における共生という今日的なテーマを考える際には、外国人留学生との交流は欠かせない。若い世代への啓発、また、若者の市民参加という観点からも、大学生をはじめとする若者との対話や連携により効果的な取組がなされ、人権施策全体が活性化することを期待する。

〔具体的な事業の提言〕

人権啓発に関する大学や研究機関との連携

（財）世界人権問題研究センターの一層の活用

2 保障

(1) 人権の保障について

人権が尊重される社会は、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての人の尊厳が守られ、可能性が発揮できる社会である。しかし、残念ながら現実には、他の人には保障されている人権が、十分に保障されているとはいえない人々が存在する。

これらの人権上の問題の解決のためには、人権尊重の理念の普及等を行う「人権教育・啓発」、また、実際に人権が侵害された場合に適切な救済措置を行う「人権相談・救済」とともに、ソフト・ハードの両面において、社会制度の整備や生活環境の改善等を行う人権保障の取組が必要となる。

人権保障の推進に当たっては、各課題の特質やこれまでの成果等を踏まえつつ、時代の変化に的確に対応した取組を推進する必要がある。また、国際化、情報化等の進展に伴って、新たな課題も生じてきていることから、それらの課題についても的確な対応を行う必要がある。

特に、課題が明らかになっている人々だけではなく、人権が十分に享有できていないことを訴えることができずにいる人々も存在しているということを常に意識し、それらの人々が声を上げやすい仕組みや環境を整備していくことが重要である。

(2) 重点項目

各人権課題における人権保障に関する施策については、第2章で示しているところであり、ここでは、人権全般に関わる観点から重点を置くべき項目を挙げる。

ア ノーマライゼーションの理念の普及

ノーマライゼーションは、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、生活の拠点である家庭や地域、学校において等しく参加し、支えあって生きていくことが普通の社会であり、社会において様々な人々が多様な価値観や生活スタイルを互いに認め合い生活することが当然とする考え方である。この理念は、これまで主に障害者福祉の分野でその普及が図られてきているが、多様な価値観を認め合い、互いに個性を尊重するという点で、人権尊重の理念がその根底にあるといえる。

今後も、障害者、女性、高齢者、外国人など、社会的な属性に関わらず等しく参加することが普通の社会であるというノーマライゼーションの理念の普及を図るべきである。

イ ユニバーサルデザインの推進

近年，障害の有無などに関わらず，あらかじめ，できる限りすべての人にとって使いやすい製品，建物，環境をデザインしておくというユニバーサルデザインの考え方が提唱されている。このユニバーサルデザインについても，製品，建物等のデザインが，人権が十分に保障されているとはいえない人だけの問題ではなく，すべての人に関わる問題として捉えるという点で，人権尊重の理念に通じているといえる。

ユニバーサルデザインは比較的新しい考え方であるため，市民生活に定着しているとは言いがたい。一日も早い定着を図るためにも，行政，市民，企業などそれぞれの主体がユニバーサルデザインを理解し，その考え方に基づき，さまざまな活動やサービスの提供などを行うことが望ましい。折りしも京都市では，ユニバーサルデザインを推進するために「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例（仮称）」が検討されているところであるが，条例の制定により今後の推進を期待したい。

ウ バリアフリーの推進

障害のある市民をはじめ，すべての市民の積極的な社会参加を支援するため，建築物，公共交通機関，道路，公園等の施設等を安全かつ円滑に利用できるようにバリア（障害）を取り除くバリアフリー化は，これまでに相当程度取り組まれてきているが，今後もソフト，ハードの両面において積極的に推進する必要がある。

3 相談・救済

(1) 人権相談・救済について

人権尊重が生活に根付くためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、救済が必要な場合には適切な救済機関による人権救済が受けられるような社会の仕組みが必要である。女性、子どもをはじめとして、基本的な人権が侵害されやすい各人権課題については、これまでも、国において救済に関わる法制度が整備されつつある。

救済に係る被害者の法的救済や加害者に対する罰則等については、法律に基づくものであることから、基本的には国が法制度を整備する必要があるが、自治体行政には、このような救済に関する制度を円滑に利用できるような相談体制の構築が望まれる。

京都市では、これまで各人権課題を担当する部局や区役所等において、法律相談をはじめ各種の相談業務を行っているが、今後も、人権尊重の視点をもって、市民の目線で適切な対応を行う必要がある。

各人権課題への対応については、国の法制度等の整備と歩調を合わせ、人権課題毎に関係機関のネットワークの構築が図られつつあるが、今後は、更に、複数の分野にまたがる相談への対応をはじめとして、効果的、効率的に対応できるような体制の構築が必要である。

(2) 重点項目

ア 人権相談・救済に関する総合的なネットワークの構築

人権問題が複雑化、多様化する現在では、一つの相談窓口において相談者の抱える問題が解決するとは限らず、複数の機関の連携が必要になる場合がある。また、各相談窓口において受け付けた相談の中で、他の適切な相談・救済機関の対応が必要な場合に、円滑につながるような仕組みが必要である。

相談・救済機関の連携は、いくつかの人権課題において既に取り組みされているが、今後も、人権上の問題や侵害が起こった場合にきめ細かい対応を行うためには、総合性と専門性の双方が必要となってくる。

このようなことから、市の各種の相談・救済機関をはじめとして、国、府など他の行政機関や弁護士会、司法書士会などの関連機関、NPO等と広範な連携を図り、相談・救済に関する総合的なネットワークを構築することが必要と思われる。

〔具体的な事業の提言〕

人権相談・救済ネットワーク（仮称）の構築

また、総合的な相談・救済のネットワークの構築に伴うものとして、以下の項目についても重点を置き推進を図るべきである。

(ア) 相談機関等の周知及び教育・啓発との連携

人権上の問題が起こった場合に、市民はまずどこに相談すればよいかという問題に直面する。その際、市民が抱えている問題について最も適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る必要がある。

また、国、府、市、NPO等の実施主体の垣根を越えて周知や連携に努めることで、市民がどの機関、団体に行っても適切につながる仕組みづくりも必要である。

〔具体的な事業の提言〕

相談・救済に関する機関や制度をまとめた相談マップ（仮称）の作成

人権上の問題についてどこに相談すればよいかを知っている人、また、自分の抱えている問題が、人権上の問題であることを知っている人が身近にいることは、市民にとって非常に心強い。人権に関する専門的な対応ではなく、相談・救済機関までの確につなぐことのできる市民を多く養成することが、相談や救済制度を市民に身近なものにする有力な手段であると考えられる。

市民向けの啓発や啓発リーダーの養成講座等において、ネットワークの機能を中心に、人権侵害の現状や相談、救済制度等の知識、更には、プライバシーの保護について市民が研修できる機会を設ける必要がある。

〔具体的な事業の提言〕

人権相談や人権侵害への対応に関する市民への周知の充実

人権啓発リーダー養成講座等における人権相談・救済の内容についての研修

(イ) 信頼性の向上

市民が相談に行った場合に、縦割り組織の弊害として、いわゆる「たらい回し」が問題になることがある。

総合的なネットワークを構築し、各種機関相互の有機的な連携を図ることにより、たらい回しを極力減少させるべきである。

また、迅速、丁寧な対応はもちろんのことであるが、プライバシーの侵害、相談先における二次被害などを起こしてはならない。市民の信頼を得るためには、窓口となる職員の資質の向上が不可欠であり、相談・救済機関に従事する職員の研修の充実を図るべきである。

更に、ネットワークの構築を活用し、各種機関を利用した結果、市民に

とって納得のいくものであったかというフォローアップを可能な限り行うことで、信頼性の向上や更なる向上に向けた取組に繋ぐことができる。プライバシーに配慮しつつ効果的な取組を研究されたい。

〔具体的な事業の提言〕

人権相談・救済機関に従事する職員研修の充実
相談・救済にかかるフォローアップ方策の研究

(ウ) 情報収集及び提供の充実

市民生活全体として今どのような人権上の問題が起こっているのか、新たな人権問題が起こっていないかなどは、個々の相談機関だけで十分に把握できるものではない。時代と共に変化する人権問題に的確に対応するためには、様々な人権課題において発生している問題とそれに対する対応についての幅広い情報の収集が不可欠であり、それらをネットワークを活用して共有し、相談・救済機関全体としてのレベルアップを図るべきである。

第4章 進行管理

ここでは、計画の推進、進行管理に当たって留意すべき点をあげている（具体的な事業例については第3章に同じ）。

1 推進体制と職員の研修

(1) 推進体制

行動計画の策定、推進に当たっては、市長を本部長とする「京都市人権教育のための国連10年推進本部」を設置するとともに、人権に関する諸施策の総合的な推進を目的とした「人権文化推進会議」、各局において人権行政を推進する任務を持った「人権行政推進主任」が設置され、人権の視点から市政を推進する体制を構築しているが、計画の終了に伴い推進本部が廃止されることを機に、各局で取り組まれる事業の進行管理、新規事業の把握の在り方などを再度点検する必要がある。

基本的考え方でも触れたが、市の施策が全体として十分な効果を発揮し、市民の満足度の高い取組を行うためには、各部署の業務を人権の視点で捉え、総合的、効果的に推進する必要がある。

このため、市長を先頭に市政を人権の視点から点検する機能や、各人権課題に取り組む部局を調整する機能の更なる強化が必要である。

〔具体的な事業の提言〕

人権文化推進会議の機能強化

人権の視点から庁内の調整を行う機能の強化

(2) 職員の研修

行動計画においては、人権問題と関わりの深い職員の研修について、具体的な取組項目に掲げるとともに、職員研修所における研修をはじめ、業務に即した研修、各職場における取組、研修教材や資料の充実が図られてきた。

京都市が人権施策を推進するに当たっては、職員一人一人が人権の尊重を基礎として行動することが厳しく求められる。特に、直接、人権に関する業務や人権に関わりの深い部署においては、人権に関する豊かな知識と鋭い人権感覚が要求されることから、引き続き職員の資質向上に常に努めるべきである。

また、職員の一層の人権意識の高揚のためには、研修の効果を把握し、研修をより効果的に行う様々な手法を検討、実施すべきである。

〔具体的な事業の提言〕

職員研修に関する効果の把握

より効果的な研修プログラムの研究、開発や柔軟な研修の実施

2 関係機関、団体との連携

人権尊重のまちづくりは、国、府などの行政機関をはじめ、企業、NPOなど様々な主体により推進されている。京都市全体として人権施策を効果的、効率的に推進するためには、様々な主体の役割や責任を明確にしつつ、互いに連携することが効果的である。

既に京都府内を行政区域とする国の行政機関、京都府及び京都市で構成する「京都市人権啓発行政連絡協議会」や、京都府、京都市、人権擁護委員、商工会議所等からなる「京都市人権啓発推進会議」などが組織され、連携が図られているが、今後も、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携、協力を図られたい。

3 進行管理

行動計画の進行管理に当たっては、年度毎の取組実績報告書を作成しており、また、各人権課題に対する取組においても年次報告等が示されているが、今後できるだけ透明性を高めることはもちろんのこと、それが市民に確実に伝わるような工夫が必要である。

更に、基本方針で示したように人権施策を総合的、戦略的に推進するためには、取組の実績だけでなく、どのような成果があったかという視点での評価が不可欠である。人権に関する評価は難しい面が多いが、現在取り組まれている行政評価制度の活用をはじめ、必要に応じて調査を行うなど、客観性を担保しつつ、できる限り分かりやすく施策の評価を行い、効果的に推進することが、市民及び行政にとって必要と思われる。

〔具体的な事業の提言〕

外部の視点で施策を点検する「京都市人権施策推進懇話会（仮称）」の設置
人権施策の進捗状況を示す「京都市人権レポート（仮称）」の作成